

# 兵庫県の電力の調達に係る環境配慮方針

## (目的)

第1条 本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

## (環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

## (対象組織等)

第3条 この方針は、兵庫県の機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

## (環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

### (1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

### (2) 加点項目

- ア 環境マネジメントシステムの導入状況
- イ 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

## (入札参加資格)

第5条 入札に参加できる者は、電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、前条で定める基本項目を、別表「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準(以下「評価基準」という。)」の基本項目の評価点の合計が70点以上であることとする。基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であることとする。

## (評価)

第6条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を評価基準により算定し、その評価点等を様式1「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書(以下「評価項目報告書」という。)」に記載し、指定された期日までに兵庫県知事に提出するものとする。ただし、評価点等に変更があった場合は、その都度、評価項目報告書を提出するものとする。

2 第1項に定める期日のほか、本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、評価項目報告書を随時兵庫県知事に提出することができる。

- 3 環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況及び評価点を判定する。
- 4 環境政策課長は、判定の結果について、様式2により各部局等の長、様式3により小売電気事業者へ通知するものとする。

(評価点等の確認)

第7条 入札事務を担当する者は、各小売電気事業者の電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況、評価点及び入札参加の可否について確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理は、環境政策課において行う。

附 則

この方針は、平成22年8月4日から施行する。

一部改正 平成23年4月26日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成25年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成26年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成27年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成28年7月13日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が9月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成29年4月13日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が6月1日以降のものに適用する。)

一部改正 平成31年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が4月1日以降のものに適用する。)

一部改正 令和2年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が4月1日以降のものに適用する。)

一部改正 令和3年4月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が4月1日以降のものに適用する。)

一部改正 令和4年7月1日から施行する。(一般競争入札にあっては入札  
公告日、指名競争入札にあっては指名を行う日が7月1日以降  
のものに適用する。)